

1 市民生活の復興

方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

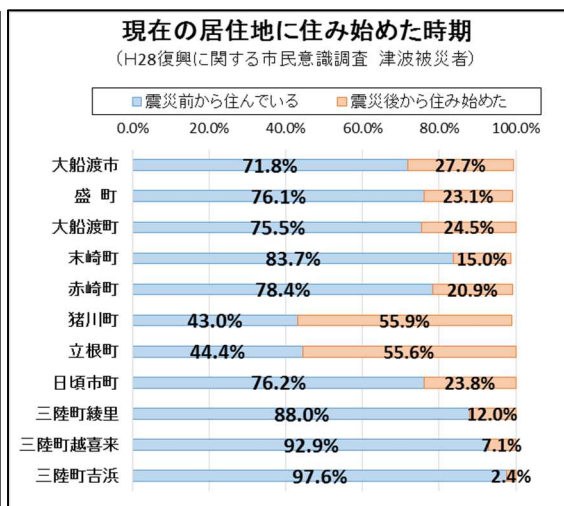
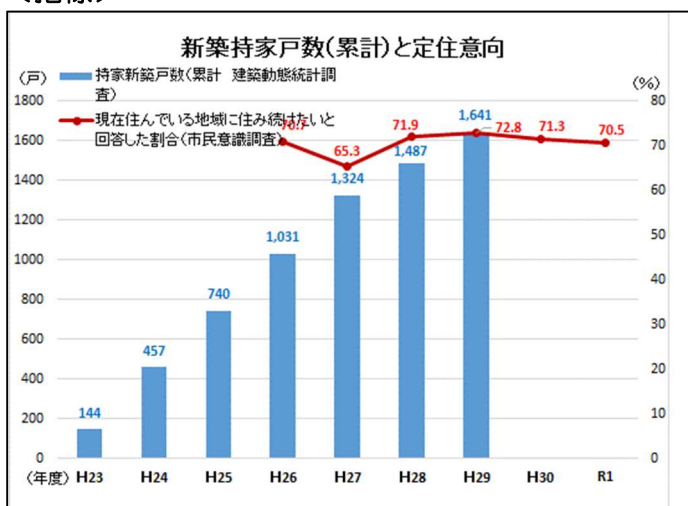
＜主な事業成果＞

- ・地域主導による用地確保や、いわゆる「差込型」による移転地整備などにより、効率的な事業実施と土地の有効活用が図られた。
- ・被災前の居住地に近接したエリアに宅地を整備した事例が多く、被災住民の定住意識の定着につなげることができた。
- ・県と連携して取り組んだ災害公営住宅は、平成 28 年度までに、県、市合わせて 801 戸の整備を完了することができた。
- ・個々の住宅再建希望に応じた各種支援を通じて、比較的早期に応急仮設住宅の入居者完全退去を実現することができた。

＜課題＞（成果向上につながるポイント）

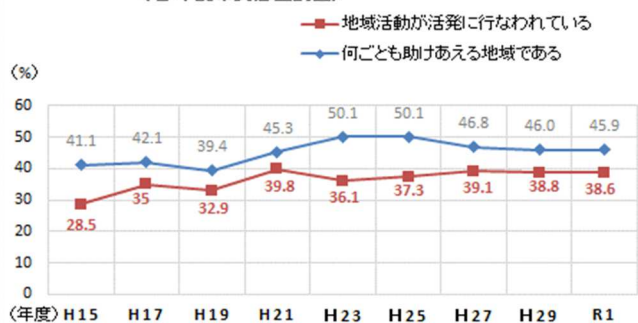
- ・地域コミュニティの維持、醸成
- ・災害公営住宅入居者への支援（孤立防止、入居者のコミュニティの醸成）
- ・被災跡地の利活用
- ・市営住宅等の適正管理

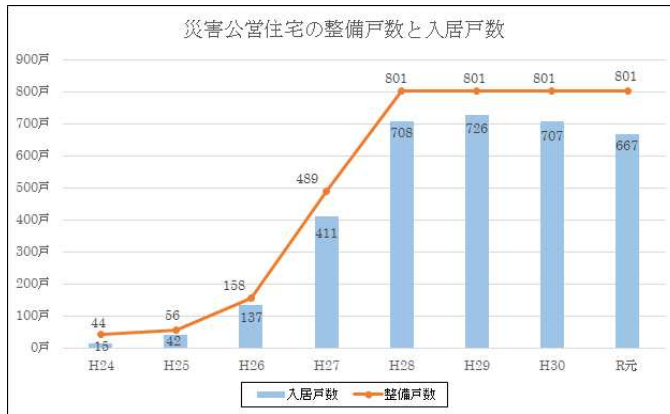
＜指標＞



- ・平成 23 年度から 28 年度までに着工された新築持家戸数（岩手県 建築動態統計調査）は約 1,500 戸となっており、特に平成 24～27 年度で年間約 300 戸の持家が着工されている。
- ・平成 28 年度に実施した「復興に関する市民意識調査」では、津波被災者の約 7 割が震災前と同じ地区に居住しており、特に旧三陸町では概ね 9 割以上が震災前と同じ地区に住んでいると回答している一方、猪川町、立根町では 5 割以上が震災後から住み始めたと回答している。
- ・現在住んでいる地域に住み続けたいと回答した割合（大船渡市 市民意識調査）は概ね 7 割となっている。
- ・地域活動の活発さは震災の影響で低下しており、まだ充分には回復していない状況が伺える。
- ・地域の助け合いについては、震災後の影響で強まったものの、平成 25 年度以降は減少し、概ね 45%前後で推移している。

地域活動や地域の助け合いについて (各年度市民意識調査)





※1 入居戸数は被災者のみ。

※2 平成 30 年 9 月より、市営災害公営住宅では、被災者のみであった入居要件を緩和し、一般の住宅に困窮する低所得者についても入居を認めている。令和元年度末時点の被災者以外の入居戸数は 60 戸。また、県営災害公営住宅でも令和 2 年 6 月募集分から一般の住宅に困窮する低所得者についても入居を認めている。

- 住宅の自主再建が困難な被災者のために、災害公営住宅を整備。市営 539 戸、県営 262 戸の計 801 戸が完成し、平成 28 年度までに入居が完了。
- 平成 27 年 9 月から、災害公営住宅における団地会等の役員体制の構築や運営サポート、住民活動や地域交流活動の活性化が図られるよう、大船渡市復興支援員（コミュニティーサポーター）等の伴走型支援による恒久的なコミュニティの構築を目指し、継続的な支援を行っている。
- 令和 2 年度には、団地ごとの役員体制の構築や規約作成のための支援が一段落し、外部の支援団体等との連絡調整も団地会等が自主的に対応するようになってきた。一方で、運営が軌道に乗りつつある団地会等でも、役員の高齢化や成り手不足、モチベーションの低下などの課題が顕在化してきている。

<復興の取組から得られた“気付き”>

（○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかにために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと）

- 地域の意向を反映した再建方針（再建手段、用地選定等）が、早期の生活環境確保とコミュニティの維持につながった。
- 日頃から地域コミュニティの醸成と、行政と地域とのつながりを密にする取組を進めることが重要となる。
- 住宅再建に関連する各種補助制度の申請窓口を一本化することで、被災者の負担軽減及び効率的・効果的な支援につながった。
- ★防災集団移転促進事業による買収地などの市管理の被災跡地に**未利用の土地があることから**、将来的な管理及び利用促進対策を図る必要がある。
- ★**市営住宅等が大幅に増加した一方で、既存の住宅では老朽化が進んでいるものもあることから**、適正ストック数（**管理戸数**）となるよう災害公営住宅への集約を進める**など公営住宅管理の適正化を推進する必要がある。**

1 市民生活の復興

方針② 市民が安心して暮らせるよう保健、医療、介護、福祉など生活に密接に係る各種サービスの充実を図ります。

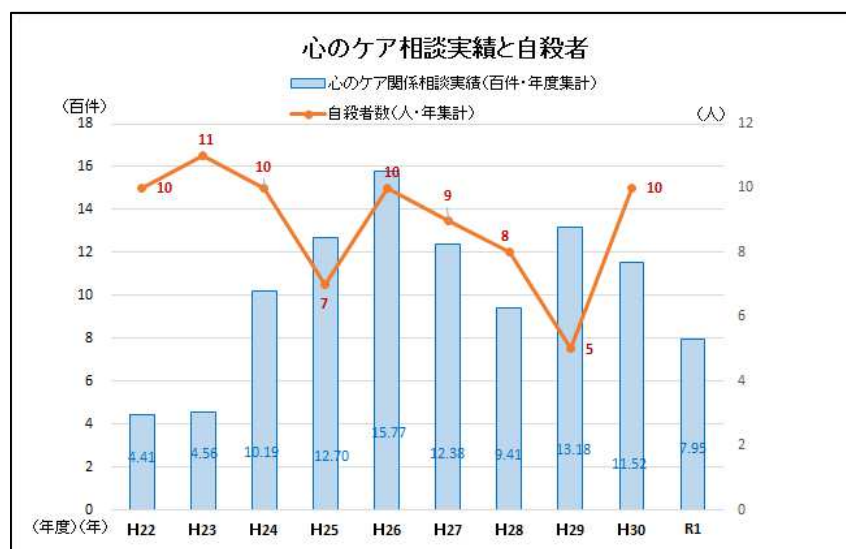
<主な事業成果>

- ・早期の診療施設の復旧により安定的に医療サービスを提供することができた。
- ・被災者の心身の回復を支援する各種事業を通じて、被災者の健康維持、住民相互の交流促進を図ることができた。

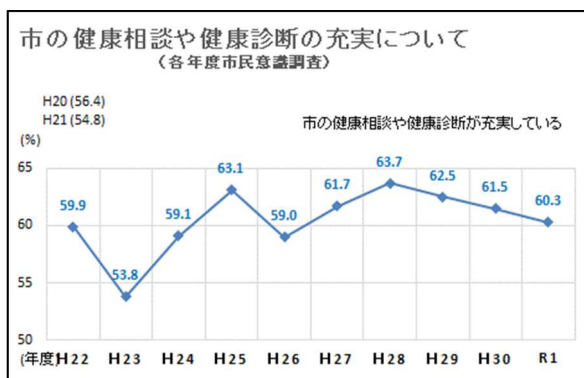
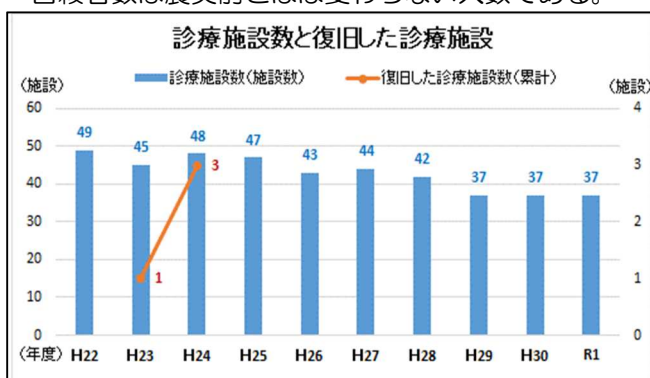
<課題>（成果向上につながるポイント）

- ・被災者に寄り添った継続的な支援
- ・関係機関、団体間の情報共有の場づくり
- ・保健師や看護師、介護職員など専門職の人材確保

<指標>



- ・過去の災害では、被災による心身への影響により、自殺による死亡が報告されており、被災者の健康回復への支援や孤立を防止する取組の重要性が指摘されている。
- ・心のケア関係相談実績件数は、平成 26 年度がピークとなっている。
- ・自殺者数は震災前とほぼ変わらない人数である。



- ・被災した市の診療施設（綾里診療所、歯科診療所、越喜来診療所）は平成 23～24 年度で復旧したが、それ以後、市内の内科・歯科の診療施設は減少している。
- ・一方、市の健康相談や健康診断については「充実している」という意向が、平成 23 年度に一旦低下した以降は被災前よりも高くなっており、健康づくりの各種取組が評価されていることが伺える。

<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかせること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○新たな生活環境の中で「外に出るきっかけづくり」に被災者を対象とした料理教室や運動教室の開催が有効だった。

○心の健康づくりは、広く市民を対象とするものと個別に必要な支援を提供するものの2本立てで実施することが重要であり、心の健康の保持・増進に有効だった。

●保健、医療、福祉などさまざまな分野で被災者支援に取り組む中において、必要な支援を迅速に提供できるよう、所管の別にとらわれない窓口の一本化や関連する団体間で情報共有を図る必要がある。

●心のケアなどの被災者に寄り添う支援は、環境変化等により後々問題が顕在化する場合もあることから、復興としての取組終了後も通常の地域保健活動へ移行しつつ中長期的に取り組む必要がある。

★保健師や看護師、介護職員など専門職の不足が震災後に顕著になったことを踏まえ、他の市町村等との地域間連携を含め、対応人材の確保に向けた仕組みづくりを強化する必要がある。

1 市民生活の復興

方針③ 災害廃棄物を適正に処理します。

<主な事業成果>

- ・市内外の企業等の協力により、災害廃棄物の収集・運搬、分別、処理に至る体制が早期に確立され、作業の円滑化が図られた。
- ・処理の過程で被災者の雇用創出、廃棄物の再資源化による公共事業への有効活用などが図られた。

<課題>（成果向上につながるポイント）

- ・有事における災害廃棄物処理の協力体制整備
- ・廃棄物処理後の再生利用に向けた関係事業者との協働関係の構築
- ・大量の災害廃棄物処理の発生に備えた作業用地の検討、確保

<指標>

- ・平成 23 年 3 月 22 日に、市、県、太平洋セメント大船渡工場、岩手県建設業協会大船渡支部、廃棄物処理業者等による「災害廃棄物撤去処理打合せ会」を開催し、その際に、太平洋セメント大船渡工場長から「分別をしっかりとやればセメント材料に使える」との提案があった。
- ・その提案を受け太平洋セメント大船渡工場を中心に据えた処理システムを検討し、平成 23 年 6 月 22 日から焼却処理を行った。
- ・市は岩手県建設業協会大船渡支部と連携し、建設業者が被災者を雇用して、がれきの撤去・分別作業を行う大船渡市東日本大震災被災者支援事業を平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで実施し、264 人（平成 26 年 3 月末現在）を雇用了。
- ・太平洋セメント大船渡工場では、除塩施設を設けることで津波土砂混じりの不燃物も含めた幅広い性状の災害廃棄物を受け入れることが可能となり、合計 97 万トン进行处理した。

（資料：大船渡市東日本大震災記録誌、大船渡市復興計画推進委員会資料「大船渡市復興計画事業の進捗状況」、環境庁 HP 災害廃棄物対策情報サイト「平成 23 年 3 月東日本大震災における災害廃棄物の処理について」
http://kouikishori.env.go.jp/archive/h23_shinsai/）

災害廃棄物由来の再生資源を活用している主な公共事業一覧（大船渡市における事業を抜粋）

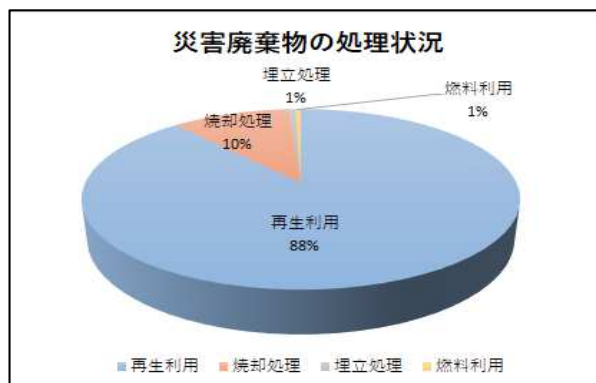
（環境庁 HP 災害廃棄物対策情報サイト「平成 23 年 3 月東日本大震災における災害廃棄物の処理について」）

※利用量 1 万トン以上の事業を掲載

事業名	事業主体	再生資源	利用量（万トン）
東日本大震災に係る一次選別（茶屋前外）業務	大船渡市	コンクリートくず等	10
災害廃棄物処理委託業務（永浜）	大船渡市	コンクリートくず等	8
H23 年度その他仮置場整地工事	大船渡市	津波堆積物	7
東日本大震災に係る建物解体（越喜来小学校）業務	大船渡市	コンクリートくず等	6
市道吉浜漁港線道路改良工事	大船渡市	コンクリートくず等	2
大船渡港海岸茶屋前地区災害復旧工事	岩手県	コンクリートくず等	2
大船渡綾里三陸線小石浜地区道路改良工事	岩手県	コンクリートくず等	3
東日本大震災に係る建物解体（大船渡北地区）業務	大船渡市	コンクリートくず等	1
泊里・碯石漁港復旧（23 災 113 号）工事	大船渡市	コンクリートくず等	1

再生利用	焼却処理	埋立処理	燃料利用	処理量計
552	65	4	3	621

- ・市内の水産業に関わる冷凍・冷蔵倉庫が津波により、損壊・貯蔵物の流失等が生じたが、水産物残渣の処理については、県を交え処理方法を協議した結果、海洋投棄については環境省の許可を得るまでの期間がかかりすぎる（廃棄物の海洋投棄は原則禁止）、また近隣に焼却施設が無く、焼却処分ができないことから埋立て（埋却）による一時保管を行うこととした。



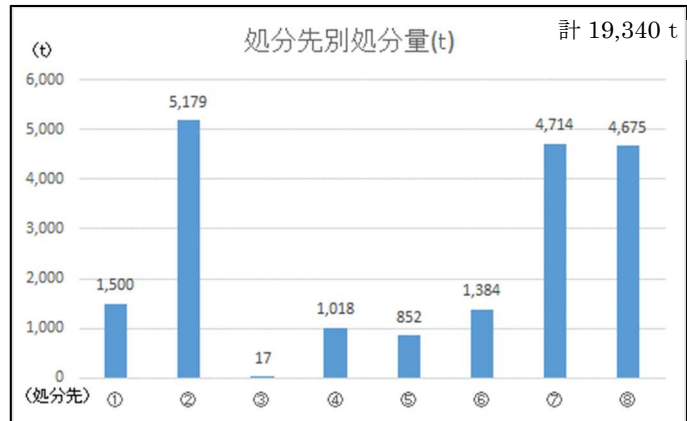
- 3月下旬 ・冷凍・冷蔵倉庫内の水産物等の処理方針作成
 ・埋却場所 5 か所 10,700 m²確保、以後順次埋却場所の確保に当たり、5月上旬に最終的に 9 か所 18,000 m²を確保した。
- 4月上旬 ・埋却処理の開始に伴い、倉庫からの残渣の取出し、収集・運搬を行い5月下旬には大半の倉庫内の搬出を終了した。
 処理量は約 15,000 t となり、確保した埋却場所もほぼ満杯の状態であった。
- 5月中旬 ・埋却した水産物残渣の上部に 1mほど覆土した。

・水産物残渣の運搬、処分

平成25年7月から搬出を開始したが、1社がたい肥化処理施設であったため、こぶし大の石の混入により受入が中止となり、1日当たり 17 t 程度の処分量しかできなかった。

その後、関東から東北一帯の処分業者 26 社に受入れを打診したが、8月下旬に山形県の処分業者 1 社が受入を承諾したものの、事前協議等に時間がかかり平成25年2月までの処分量の増加はならなかった。さらに、平成25年11月に仙台市、12月に千葉県袖ヶ浦市、平成26年1月に秋田県のそれぞれ1業者が処理を受け入れることとなったが、処分量が増大したのは翌年1月からとなった。

- ・平成26年3月からは、大船渡市内にある太平洋セメント大船渡工場にて受入が始まり、平成26年5月には日処分量は 150 t を超えるまでになった。
 その後順調に処分できたことにより、7月末の終了となった。



- ① 海洋投棄
 ② いわて県北クリーン（岩手県九戸群九戸村大字江刺家）
 ③ 岩手環境事業センター（岩手県北上市二子町上野）
 ④ キヨシミ産研（山形県山形市鑄物町）
 ⑤ 東北油化工業（宮城県仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地）
 ⑥ エコシステム千葉（千葉県袖ヶ浦市長浦拓）
 ⑦ 太平洋セメント（大墳田尾氏赤崎町字跡浜）
 ⑧ エコシステム秋田（秋田県大館市花岡町字堤沢）

<復興の取組から得られた“気付き”>

（○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと）

○がれき撤去に係る業者との対応窓口を廃棄物主管課ではなく、通常時からやり取りのある建設課としたことで初動を早めることにつながった。

○企業との連携により大量の廃棄物処理・再生利用が可能になったことから、今後とも緊密な協働関係を維持していくことが重要となる。

★災害廃棄物を種別に係わらず適切かつ迅速に処理できるよう、広域処理実現のための自治体間の協力体制構築が重要となる。

1 市民生活の復興

方針④ 被災した教育施設の再建などにより、教育機会の確保を図ります。

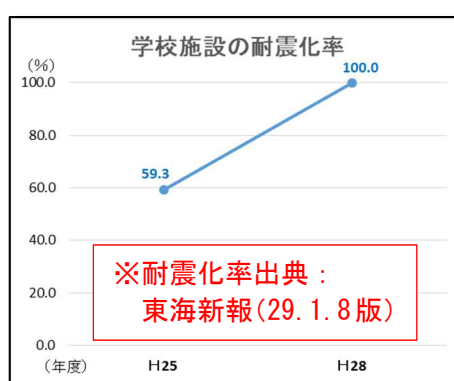
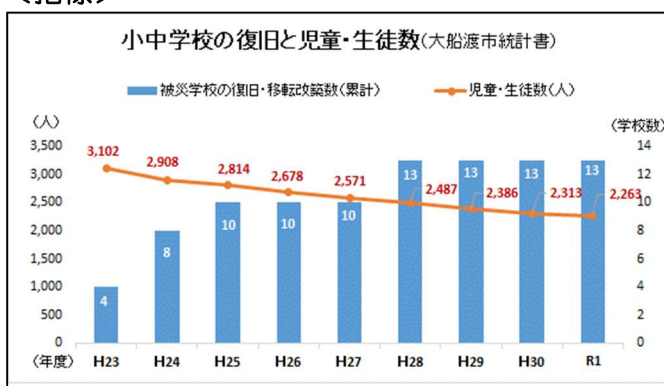
<主な事業成果>

- ・震災当初、被災した赤崎中が大船渡中の空き教室を利用、また、赤崎小は蛸ノ浦小と合同授業を行い、早期に学校教育活動を再開することができた。
- ・被災3校（赤崎小、越喜来小、赤崎中）や認定こども園の高台への移転改築、その他小中学校校舎等の耐震補強により、子供たちの安全性の確保が図られた。
- ・市民体育館の耐震補強工事により、利用者の安全性が確保された。
- ・スクールカウンセラーの配置により、学校及び保護者の心のケアと相談機会の確保が図られた。

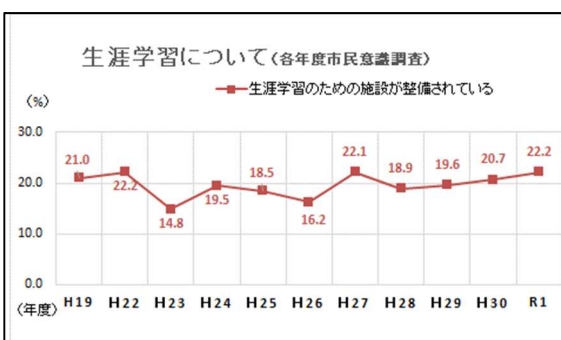
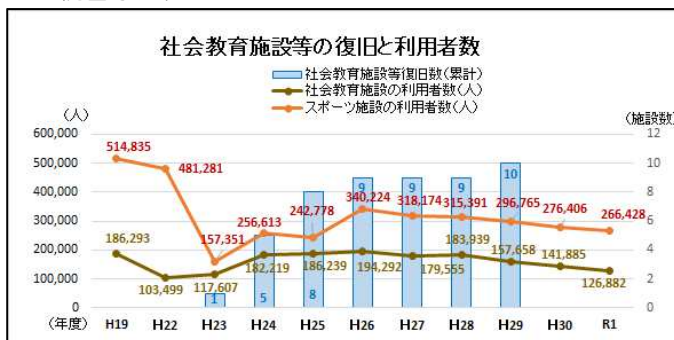
<課題>（成果向上につながるポイント）

- ・小中学校、認定こども園の適切な維持管理
- ・小中学校の適正規模・適正配置の検討
- ・閉校した校舎、屋内運動場等の利活用の検討
- ・スクールカウンセラーの安定的確保

<指標>



- ・被災した小中学校は平成 24 年度までに復旧工事や他校との併設、仮設校舎が完成し、そのうち建替えが必要となった3校（越喜来小学校、赤崎小学校、赤崎中学校）は津波からの安全性が確保された高台に平成 28 年度に整備された。
- ・学校施設の耐震化も進められ、平成 28 年度で耐震化率 100%を達成し、地震に対する安全性が確保された。
- ・一方、少子化の進行に伴い小中学校の児童・生徒数は減少しており、市では小・中学校適正規模・適正配置基本計画を平成 28 年度に策定し、現在、学校統合に向けて協議を進めている。（令和 2 年 4 月に第一中学校へ日頃市中学校、越喜来中学校、吉浜中学校が統合。令和 3 年 4 月に赤崎中学校と綾里中学校が統合予定）



- ・平成 29 年度までに公立社会教育施設復旧事業により、三陸公民館をはじめとする社会教育施設等が復旧し、平成 30 年度には市営球場が供用再開したことなどにより、震災以前と同様、あるいは、それ以上の環境整備や機能向上が図られている。
- ・これらの社会教育施設の復旧にともない「生涯学習のための施設が整備されていると思う」割合は被災前と同じくらいに回復しているものの、概ね 20%程度で横ばいの評価となっている。

<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかせること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○災害等による校舎の利用制限に備え、日頃から学校の空き教室や公共空地を把握しておくことが重要となる。

●臨床心理士などの資格を有するカウンセラーの**人材確保に苦慮したこと**から、安定的な確保に向けた**大学や臨床心理士会等の関係機関との連携を強化する必要がある**。

★学校統合や施設老朽化の状況に応じた修繕・改修等を**進める必要がある**。

★新たに整備された小中学校やこども園も含めた施設の長寿命化や適正な維持管理を進める必要がある。

1 市民生活の復興

方針⑤ 市民共有の財産である歴史・文化資源を活用して、うるおいと安らぎをつくりだします。

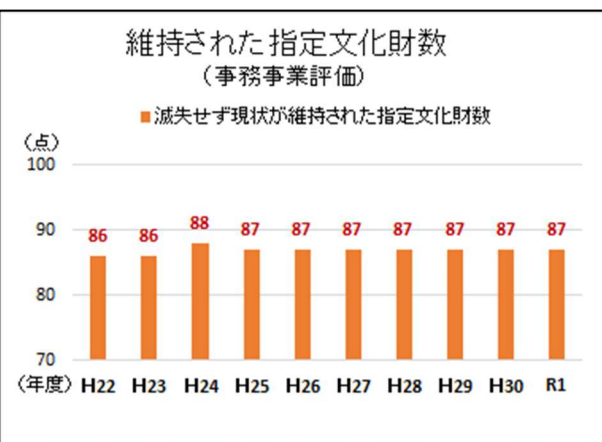
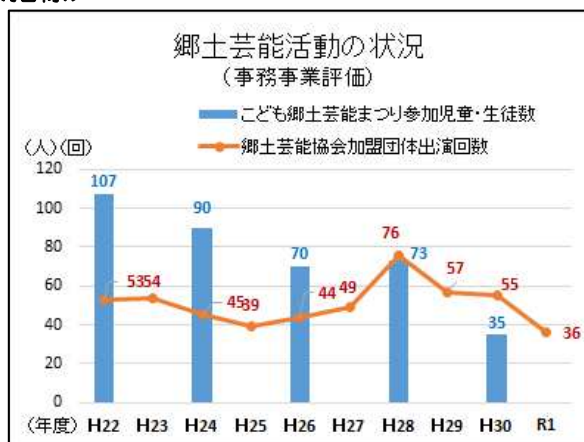
＜主な事業成果＞

- ・博物館では震災関連資料の収集に取り組むとともに、特別企画展や体験ワークショップの開催、映像システムの整備に取り組み、来館者の好評を博している。
- ・被災地の郷土芸能団体は、震災の影響を受け、一時活動を休止したが、その後、各方面からの支援により活動を再開している。

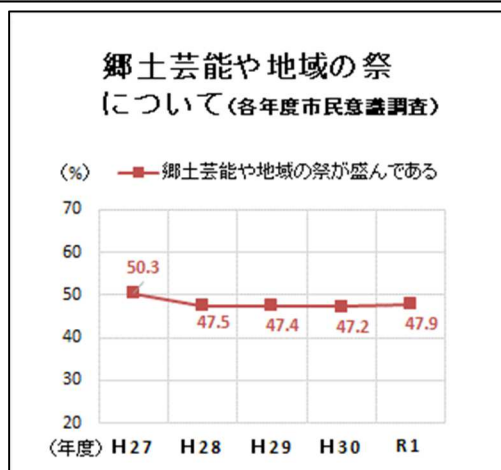
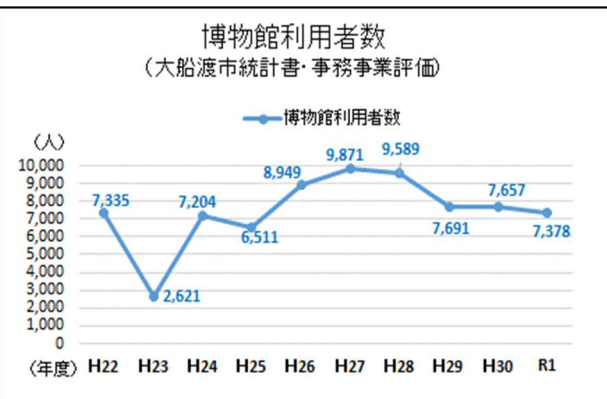
＜課題＞（成果向上につながるポイント）

- ・防災学習や交流人口の拡大に資する震災記録の利活用
- ・郷土芸能の保存・継承、後継者育成
- ・指定文化財の適切な保全・管理

＜指標＞



- ・こども郷土芸能まつりは合併前から旧三陸町で「三陸郷土芸能まつり」として実施していたもので、後継者育成の趣旨を加えて名称を変更して隔年で開催していたが、東日本大震災によって三陸公民館が被災したため、平成 24 年度はリアスホールを会場として開催された（平成 26 年度以降は三陸公民館で開催）。
- ・郷土芸能協会加盟団体出演回数は、郷土芸能装束等が復旧（指定文化財復旧事業 平成 23～25 年度）した平成 26 年以降、回数が増加傾向に転じたものの、平成 29 年度以降、震災前の状況で推移している。
- ・震災の影響を受けずに現状が維持されたことから、指定文化財数はほぼ横ばいとなっている。
- ・博物館利用者は平成 24 年度以降増加傾向にあり、被災前の利用者数を越えていることから、博物館を通じた普及活動が展開されている。
- ・市内の郷土芸能協会加盟団体は 30 団体あり、市民意識調査では「郷土芸能や地域の祭が盛んである」という評価は概ね 5 割となっている。少子高齢化で後継者が少なくなる実態があることから、地域文化の継承に、今後も継続して取り組んでいく必要がある。



＜復興の取組から得られた“気付き”＞

（○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと）

○他の事業で収集した震災記録データを活用するとともに博物館、図書館のアーカイブス専門部署が積極的に関与することで、より活用しやすい形で整理することができた。

★郷土愛を育み、世代を超えた交流と地域コミュニティ形成に寄与する郷土芸能や祭祀の伝承のため
の担い手確保と後継者育成の取組を進める必要がある。

2 産業・経済の復興

方針① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。

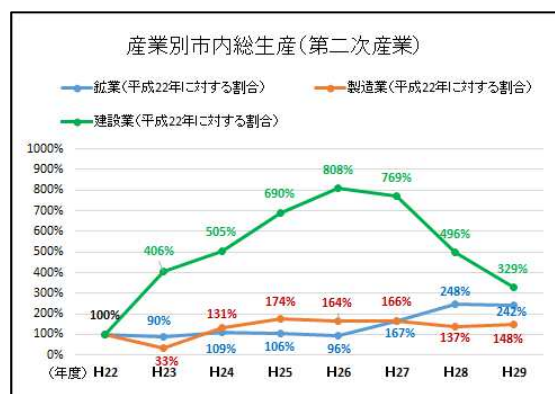
<主な事業成果>

- ・復興需要とも相まって、多様な事業再建支援策の展開や産業基盤の整備により、各産業分野において早期の事業再開が図られ、雇用の確保につながることができた。
- ・市内関係団体との密接な連携はもとより、経済団体連合会に所属する企業等の協力をいただきながら、起業や第二創業、事業拡大を志向する者に、伴走型支援を行い、多くの実践者を育成することができた。
- ・生業の維持がその後の官民連携による中心市街地のまちづくりの促進につながった。

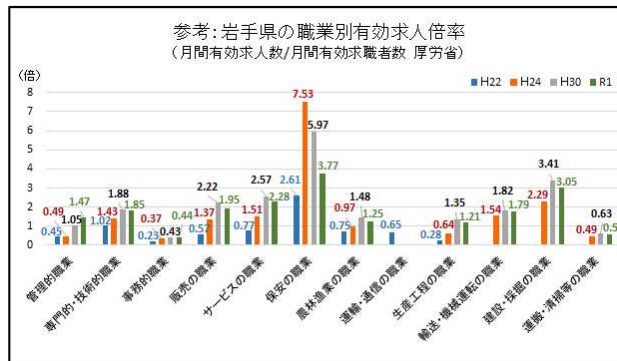
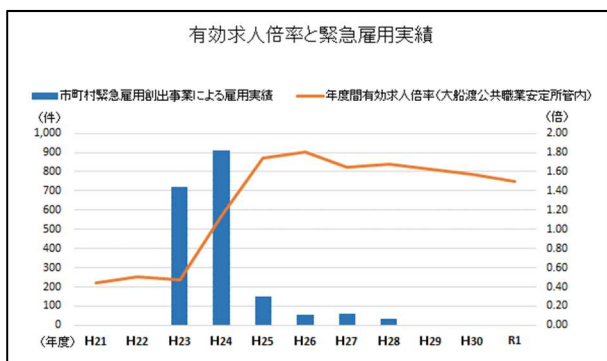
<課題> (成果向上につながるポイント)

- ・地域資源を生かした企業誘致の推進
- ・起業や第二創業、事業拡大に向けた支援の継続
- ・事業後継者の育成支援

<指標>



- ・市内総生産額は平成 23 年度から 27 年度までは増加傾向であったが、平成 28 年度は減少に転じた。平成 22 年度に対する割合をみると、第二次産業は平成 23 年度以降増加を続け、平成 25 年度から平成 27 年度にピークを迎え約 3 倍となったが、平成 28 年度には約 2.5 倍に減少している。第一次産業、第三次産業は平成 28 年度までほぼ横ばいである。
- ・第二次産業の産業別に、平成 22 年度に対する割合をみると、建設業は、平成 23 年度以降増加を続け、平成 26 年度には約 8 倍となったが、平成 27 年度からは減少に転じ、平成 28 年度時点では約 6 倍となっている。鉱業は、平成 23 年度から平成 26 年度までは概ね横ばいであったが、平成 27 年度以降増加し、平成 28 年度時点では約 2 倍となっている。製造業は、平成 23 年度には 3 割まで減少したが、平成 24 年度以降増加している。



- ・市では、被災者の当面の生活の安定を支援するため、市町村緊急雇用創出事業（平成 23～28 年度）の実施により雇用の確保を進めてきた。
- ・有効求人倍率は、被災前と比較して、平成 23 年度以降高い数値で推移している。
- ・岩手県の職業別有効求人倍率（月間有効求職者数に対する月間有効求職者数の割合）をみると、保安、建設・採掘、サービスの職業は高く、事務的、運輸・清掃等の職業は低い数値を示している。

<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかなるために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○商工会議所等との連絡を密にしておくことが、被災事業者の復旧復興状況に応じた適切な支援の実現につながった。

●企業誘致を進めるうえにおいては、さまざまな業界に精通している、専門知識を有しているなどの人材確保が重要となる。

★**雇用の拡大につながる企業誘致活動を展開するにあたっては、新たな基盤や連携、被災跡地などの資源を活かして大船渡市のPR、さらに広域圏を視野に入れた誘致活動の強化を図る必要がある。**

★**漁業や農業、林業といった一次産業の就業者確保が急務となっていることから、担い手不足の解消に向けた取組を継続的に展開する必要がある。**

2 産業・経済の復興

方針② 産業基盤を再建します。

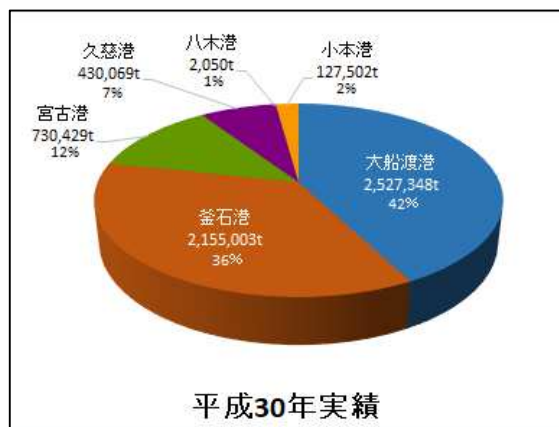
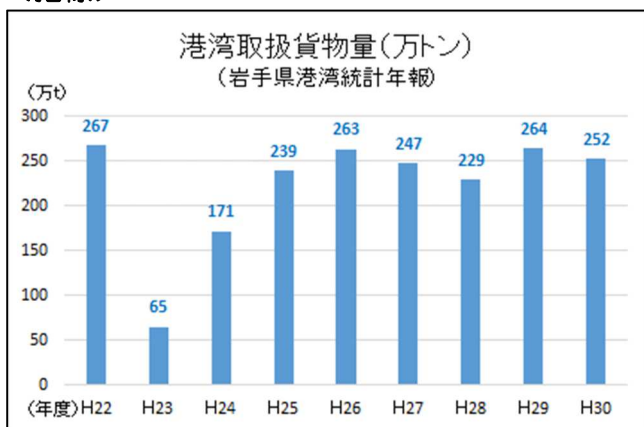
<主な事業成果>

- ・港湾施設の復旧にあわせたコンテナ用上屋などの新規施設整備や、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設によりコンテナ物流機能が回復するとともに取扱貨物量の増加につながった。
- ・関係機関と連携しながらポートセールの実施やセミナーを開催することにより、コンテナ貨物量は着実に増加している。

<課題>（成果向上につながるポイント）

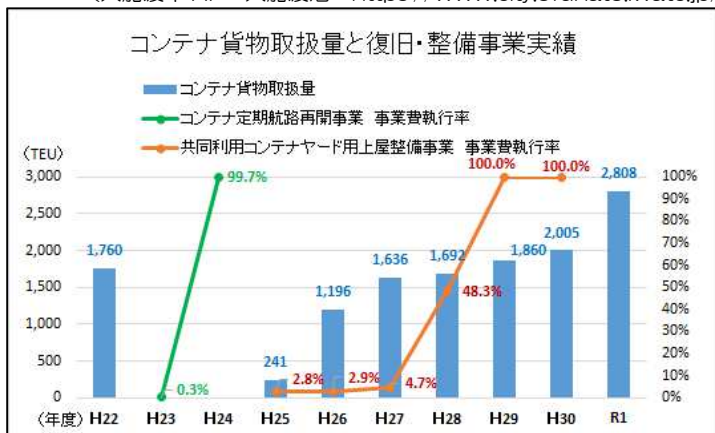
- ・ポートセールスの継続実施
- ・コンテナ貨物取扱量の拡大
- ・港湾機能の充実

<指標>



岩手県内の港湾取扱貨物量の割合

(大船渡市 HP 大船渡港 <https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/kouwan/382.html>)



TEU:20 フィートコンテナ換算個数

- ・大船渡港の港湾取扱貨物量は被災によって前年度の約 1/4 まで落ち込んだものの、復旧事業によって回復し、ほぼ被災前と同じ貨物量を扱うことができるようになり、平成 30 年度実績では岩手県内の港湾取扱貨物量の 42%を扱うことができた。
- ・平成 23～24 年度はコンテナ定期航路を中止していたが、コンテナ定期航路再開事業によって復旧し、平成 25 年 9 月から、国際フィーダーコンテナ定期航路を開設した。
- ・国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を受け、他港へシフトした荷物の呼び戻しを図るため、コンテナヤード用上屋倉庫の整備を進め、平成 29 年度に整備が完成し運用を開始した。
- ・コンテナ貨物取扱量は増加し、令和元年度は過去最高の取扱量を記録した。

<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいさせること、●:今後いかなるために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

- ★**港湾施設の利用促進に向け**、継続的なポートセールスの実施と、整備した施設を活かしたコンテナ貨物取扱量の拡大を図る必要がある。
- ★さらなる貨物量の増加に対応するため、高機能コンテナ荷役機械（ガントリークレーン等）などの新たな施設を整備する必要がある。

2 産業・経済の復興

方針③ 水産業の早期再建を図ります。

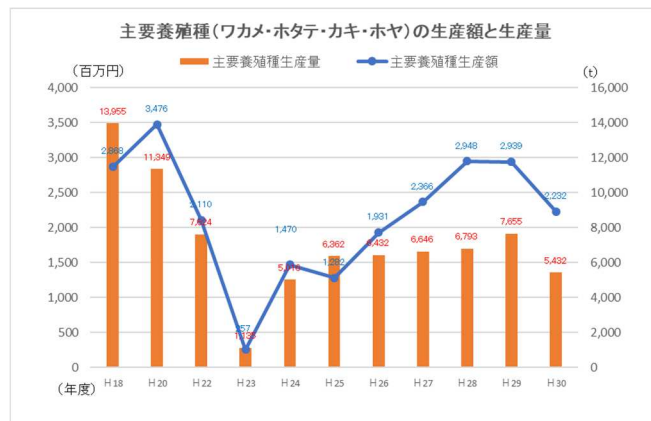
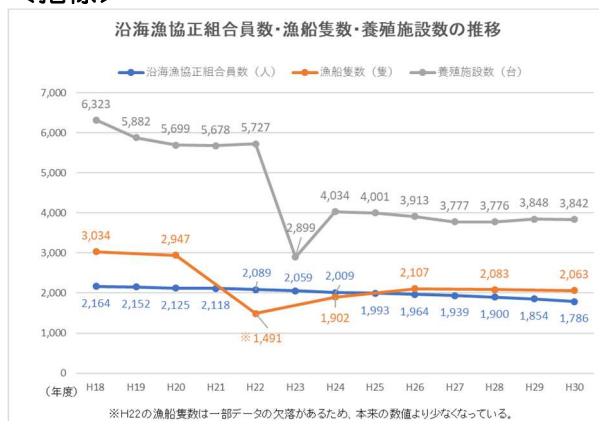
<主な事業成果>

- ・漁船や養殖施設、漁港施設の復旧のほか、水産業の再開に向けた各種施策により、漁業生産活動の早期再開が図られた。
- ・水産物流通の核となる大船渡魚市場の早期復旧・新魚市場の完成により水揚げが回復するとともに、ICT化による魚市場業務の効率化や高度衛生品質管理の取組を推進した。
- ・国などの支援により、被災した水産流通加工施設・設備の早期復旧・復興が図られ、水産食料品製造出荷額は震災前を超える水準となった。

<課題> (成果向上につながるポイント)

- ・漁業の担い手確保
- ・機械化や協業化等による生産性の向上
- ・市場の安定的な水揚げ量の確保・増強
- ・消費者ニーズを捉えた加工品の開発等による水産流通加工業の持続的発展
- ・貝毒による出荷規制、原発事故に伴う風評被害等への対応

<指標>



- ・漁協組合員数は震災前後での大きな変動はないものの、減少傾向が続いている。
- ・被災した漁船は平成 24 年度に計画の約 8 割が復旧、平成 27 年度に復旧を完了したが、震災前と比較して約 7 割に減少。
- ・養殖用種苗購入支援事業や養殖施設など共同利用施設の復旧整備等を実施したことにより、平成 23 年度から養殖漁業が再開し、平成 25 年度末までに養殖施設の計画台数を復旧完了。
- ・平成 27 年度以降の主要養殖種の生産額は震災前年より増加した一方、震災前と比較して養殖施設が約 7 割まで減少しているほか、貝毒の影響による出荷規制もあり生産量は震災前より減少。
- ・漁港施設は、漁業活動を考慮して物揚場や係船岸壁の優先的な復旧を進め、令和 2 年度に本復旧を完了。

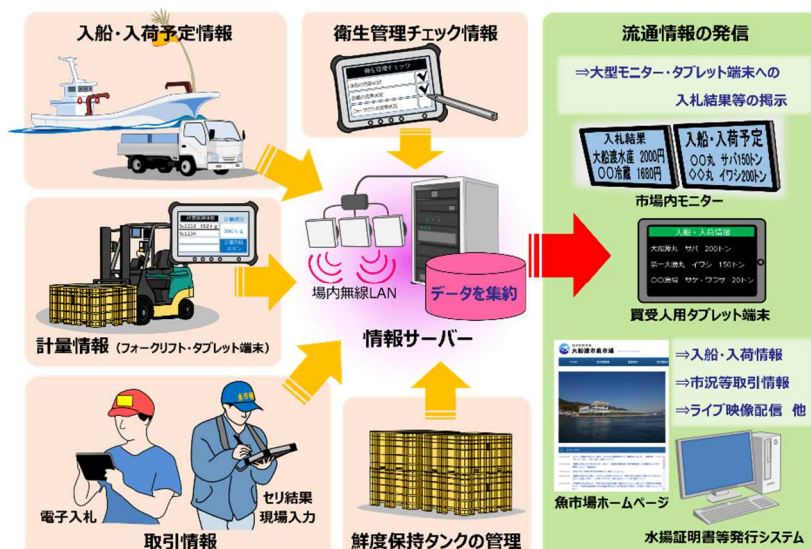


- ・被災した旧魚市場は平成 23 年 5 月に水揚げを再開、同年度中に修繕工事完了。建設工事中に被災した新魚市場は第 1 期工事が平成 26 年 3 月、第 2 期工事が平成 28 年 2 月に完成・供用開始。水揚げ額は震災前 10 年平均と同水準まで回復しているが、水揚げ量は年々減少傾向。
- ・水産食料品製造出荷額は一時的に減少したものの、水産業共同利用施設復興整備事業等による施設・設備整備への支援、販路回復支援の取組等により震災前年を超えるまで回復。しかし、主要魚種の不漁に

よる加工原魚価格の増嵩分が製品原価に付加されて出荷額が増加している可能性があり、必ずしも利益に結びついていない懸念がある。



新大船渡市魚市場



大船渡市魚市場 ICT化の概要

<復興の取組から得られた“気づき”>

(○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○漁業の再建には生産基盤である漁船、漁港、養殖施設等の早期復旧が重要となるが、漁業者が収入を得るまでには一定の期間を要することから、国の「漁業・養殖業復興支援事業」による各種漁業経費への支援は大きな効果があった。

●水産業の早期再建には、生産現場である漁業の復興のみではなく、流通・加工を併せて一体的に取組を行うことが重要となる。

★水産物の流通においては、一度失われた販路を回復することは困難であるため、流通の要となる魚市場の機能や水産流通加工施設の復旧スピードが重要となるほか、安定的に水揚量を確保するための対策を講じる必要がある。

2 産業・経済の復興

方針④ 農林業のあり方を検討し、振興策を見出します。

<主な事業成果>

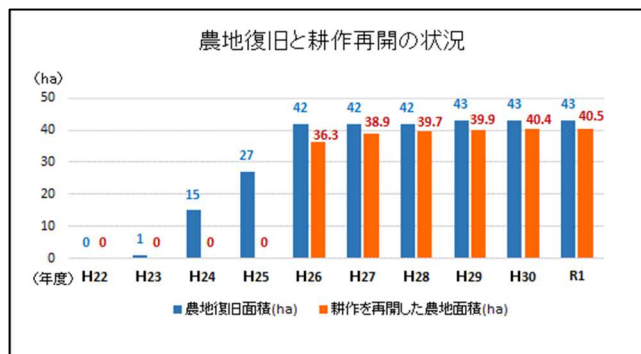
- ・農地や農業施設の復旧により被災農地での営農が再開された。
- ・共同利用施設の整備や共同利用農業機械等の生産資材導入を支援することで農業生産に係る環境整備が図られた。

<課題> (成果向上につながるポイント)

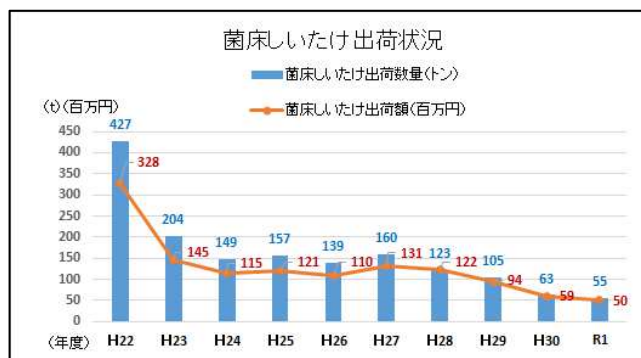
- ・農業基盤の活用と農業振興
- ・農業の担い手確保

<指標>

- ・震災前の経営耕地面積 380ha うち 76ha が被災した。そのうち 43ha については、農地等災害復旧事業により復旧し耕作が再開されているが、一部未作付けの農地が散見されており、引続き営農再開に向けた支援を行う必要がある。(国庫補助対象とならない農地については、一部市単独事業で復旧整備を行っている。)



- ・大船渡市では農業所得の確保と農業経営の安定化に向けて、花き、菌床しいたけ、ピーマン、きゅうり、たまねぎ、トマトなどの収益性の高い作物の生産の振興を図っている。
- ・津波で流失した菌床しいたけ栽培施設、農産物処理加工・集出荷施設を日頃市地区に移転復旧したほか、津波や停電で被災した菌床しいたけ生産者の生産資材購入を支援するなど、特産品の生産復旧に向けた取組を行った。
- ・菌床しいたけの生産機能は回復したものの、栽培農家数の減少などにより、震災以降、出荷量、出荷額とも減少している。
- ・震災を契機とした外部団体からの支援や地元製菓会社との連携により、しいたけ、小枝柿を活用した新たな商品開発、椿油の生産や椿の活用等の取組が始められている。
- ・民間事業者による被災跡地の利活用としては、末崎町小河原地区で大規模園芸施設でのトマトの周年栽培、三陸町越喜来浦浜南地区で担い手育成拠点施設でのイチゴの周年栽培が行われている。



※平成 22 年度、23 年度の総出荷量はパック数で掲載されていたため、1 パックあたり 110g (1 パックは 100 ～ 120 g) として重量を算出した (大船渡市統計書)。



<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいさせること、●:今後いかなるために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

- ★**農業振興を図るためには**、回復した農業基盤を活用して生産量、生産額の回復を進めるとともに、6次産業化、施設型農業の支援、担い手確保、耕作放棄地対策等の取組の展開が重要となる。

2 産業・経済の復興

方針⑤ 商業の早期再建を図ります。

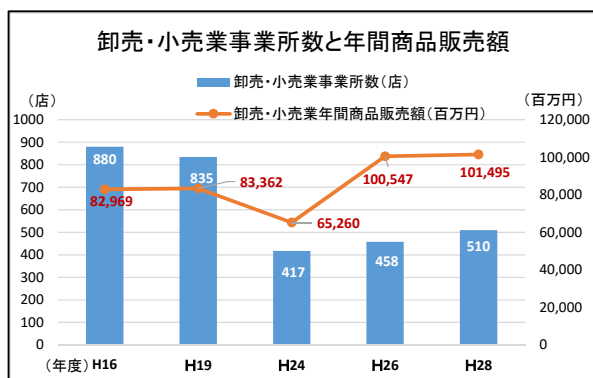
<主な事業成果>

- ・市内に 81 施設 496 区画を整備した仮施設をはじめ、被災中小企業の事業再開に向けた各種施策により、早期の事業再開と雇用の確保が図られた。
- ・被災企業の早期事業再開が地域の早期復興、住民生活の安定化、地域の活性化等につながった。

<課題> (成果向上につながるポイント)

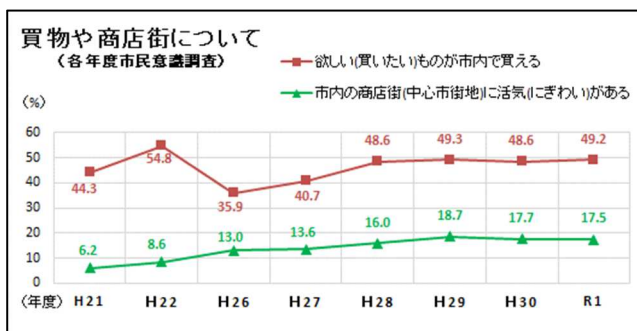
- ・持続的なまちの賑わいづくり
- ・地域間格差を考慮した支援継続の是非

<指標>



- ・被災した中小企業に仮施設を貸与する仮施設整備事業の実施により、ピークの平成 25 年度には、約 500 の事業所が仮施設で事業活動を行っていた。
- ・被災した中小企業の施設整備の復旧に対して助成する中小企業被災資産復旧補助事業の実施により、平成 24 年度から 30 年度までの間に 138 件の施設再建を支援した。
- ・卸売・小売業市内総生産額は平成 25 年度までは増加傾向にあったが、以降減少している。事業所数は、平成 24 年に被災前（平成 19 年）の約 5 割まで減少し、その後、増加傾向にある。年間商品販売額は、平成 24 年に被災前（平成 19 年）を下回ったものの、その後上昇に転じ、平成 26 年以降は被災前（平成 19 年）を上回っている。

グループ補助金を活用して再建した商店街
(岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付決定状況について)



交付決定年度	グループ名	企業数
H24	おおふなと夢グループ	48
	三陸サイコー商店会	6
	大船渡 復興横丁グループ	17
	大船渡飲食店グループ	20
H25	三陸サイコー商店会協同組合	7
H27	ケセンきらめき逸品グループ	5
H28	輝くビューティープロジェクトグループ	3
	大船渡中心市街地新生グループ	29

- ・市民意識調査では、「欲しい(買いたい)ものが市内で買える」と思う市民の割合が約 50%まで回復し、「市内の商店街(中心市街地)に活気(にぎわい)がある」と思う割合は被災前を上回っている。
- ・中小企業の本施設での再建を支援する中小企業等グループ補助金を活用して、大船渡駅周辺地区や越喜来地区等には新たな商店街が整備された。

<復興の取組から得られた“気づき”>

(○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかなるために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○被災した事業用資産について、修繕により事業再開が可能となる事業者への支援を優先したことで、早期事業再開と雇用の確保につながった。

●被災企業の本設による事業再開を支援するにあたっては、地域間格差が生じないよう、同様の事業を行う他自治体の状況を勘案しながら継続の是非を検討する必要がある。

★復興需要収束後の持続的なまちの賑わいづくりに向けた中心市街地の活性化が重要となる。

2 産業・経済の復興

方針⑥ 観光産業の早期再建を図ります。

<主な事業成果>

- 観光施策を再構築し、観光産業の早期再建と観光客の誘客につなげるため、平成 26 年 9 月に大船渡市観光ビジョンを策定した。
- 震災以降、陸中海岸国立公園が再編されて三陸復興国立公園となり、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルなど広域的な観光ルートが整備され、誘客に向けた広域での情報発信が進められている。
- 通過型の観光から滞在型・体験型への転換を図るため、主要観光地に体験施設等を整備し、体験メニューの充実が図られた。

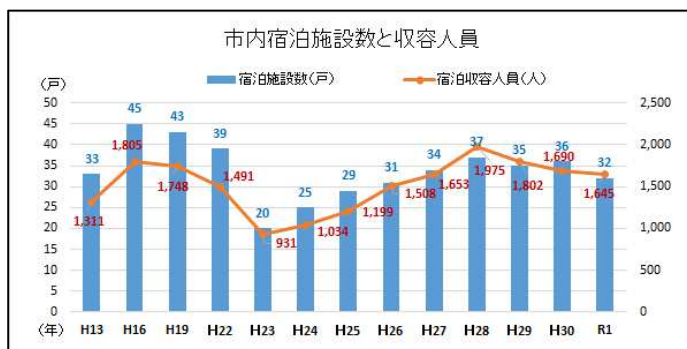
<課題>（成果向上につながるポイント）

- 通過型観光から、経済効果の高い滞在型観光への転換
- 滞在型観光に重要な体験観光を担う人材の確保
- 市内観光ネットワークの中心的役割を担う大船渡市観光物産協会の体制強化

<指標>



- 観光入込客数は、復興需要により平成 24 年以降増加し、平成 27 年以降は減少傾向で推移していたが、令和元年は三陸沿岸道路の延伸や三陸鉄道の全線開通等の復興事業の成果や、観光誘客の取組により、前年比 13% 増の 789 千人と増加した。



- 宿泊施設は被災によって半減したが、各種支援により順次経営を再開したことに加え、新規の宿泊施設が進出し、収容人員は被災前を上回ったが、近年減少傾向にある。
- 年間宿泊者数は、平成 24 年に被災前の 2 倍程に増加したが、平成 27 年以降は復興従事者の宿泊需要の低下などにより減少傾向である。

震災後の観光振興の主な取組

H25.5	碓氷海岸を含む陸中海岸国立公園等が「三陸復興国立公園」に指定
H26.4	碓氷海岸キャンプ場インフォメーションセンター開設
H26.9	観光ビジョン策定
H28.6	「おおぶなど特別観光大使」第 1 号として客船「飛鳥Ⅱ」に委嘱状を交付。はしふいっくびーなず、にっぽん丸にも委嘱し、クルーズ船入港時に多彩な歓迎行事を開催
H28.4～	民間委員による実行委員会を実施する、さんまにフォーカスした「さかなグルメのまち大船渡」を目指した地域振興事業開始。
H29.7	越喜来浪板海岸開設
H30.7	吉浜海水浴場開設
H30.8	国際交流員の配置
R1.7	綾里海水浴場開設
R1.8～	気仙 2 市 1 町による外国人観光客受入体制整備事業、外国人観光客向け観光ルート造成事業の実施

- 教育旅行客と外国人観光客数は、誘致の取組により増加している。



<復興の取組から得られた“気づき”>

(○:今後の災害でもいさせること、●:今後いかすために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

- 観光振興に関する事業を効率的・効果的に推進するため、市と観光物産協会の役割分担の明確化と組織体制や財務体質の強化に向けた支援を継続する必要がある。
- 観光客の誘致に向けた取組を推進するにあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応など観光を取り巻く状況の変化に対応した施策の整理が重要となる。
- ★現観光ビジョンで得られた成果を発展させ、さらなる観光振興を図るため、復興創生期間後の観光振興を見据えた第2次観光ビジョンを策定する必要がある。
- ★滞在型観光の推進に効果が期待される体験観光について、体験メニューの商品化による収益向上や担い手の確保・育成を図る必要がある。

2 産業・経済の復興

方針⑦ 地場産業の活力により、産業・経済を活性化します。

<主な事業成果>

- ・企業と大学との連携や共同研究支援の継続実施が地場産業の連携・高度化や技術力の向上につながった。
- ・震災に起因する各種補助事業に加え、従来からある各種事業者支援制度を継続実施することで、市内経済の活性化が図られた。
- ・復旧復興において支援をいただいた他自治体や関係団体等との交流の中から、当市物産等を取り扱うイベントやショップが全国各地に広がるなど、観光物産振興に向けた新たな取組が生まれた。

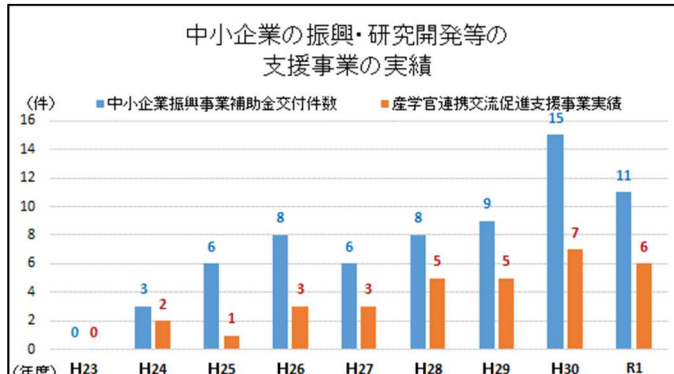
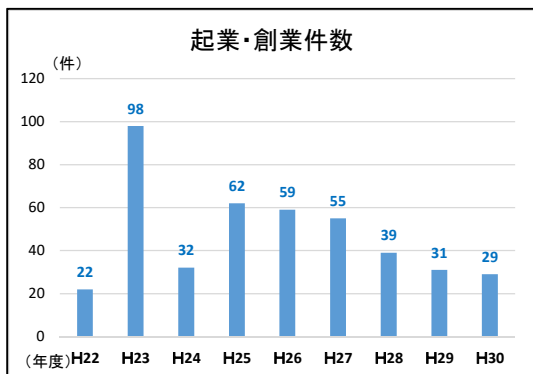
<課題> (成果向上につながるポイント)

- ・新技術の開発や新産業の創出
- ・販路拡大に向けた連携強化と組織体制整備

<指標>



- ・食品製造業は、平成 23 年度に事業所数、製造品出荷額が前年度の 1/2 以下まで落ち込んだが、平成 24 年度以降、回復傾向を示しており、平成 26 年以降には製造出荷額が被災前（平成 22 年度）を上回った。
- ・窯業・土石製品製造業は、平成 23 年度に製造品出荷額が前年度の 1/4 以下まで落ち込んだ後、平成 25 年度には被災前（平成 22 年度）の約 2 倍に増加し、以後被災前を上回っている。



- ・起業・創業件数は、震災後、建設業や関連する専門・技術サービス業など復旧復興の主軸を担った業態を中心に増加するも、平成 28 年度以降、各種震災復興事業の収束に伴い減少している。一方で起業への機運の醸成により、起業を生業の選択肢にとらえ、起業した者も一定数おり、総体的には緩やかな縮小傾向で推移している。
- ・事業者が北里大学及び岩手大学と共同で実施する研究開発事業の経費に助成する産学官連携交流促進支援事業の実績は、平成 26 年度以降増加している。

<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○大学との共同研究が新技術の開発や新産業の創出に結びつくよう、さらなる連携強化を図る必要がある。

★**当市物産の需要拡大を図るためには**、物産販路拡大における官民連携体制の強化を図るとともに、民間主導の組織体制への移行を支援する必要がある。

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行ないます。

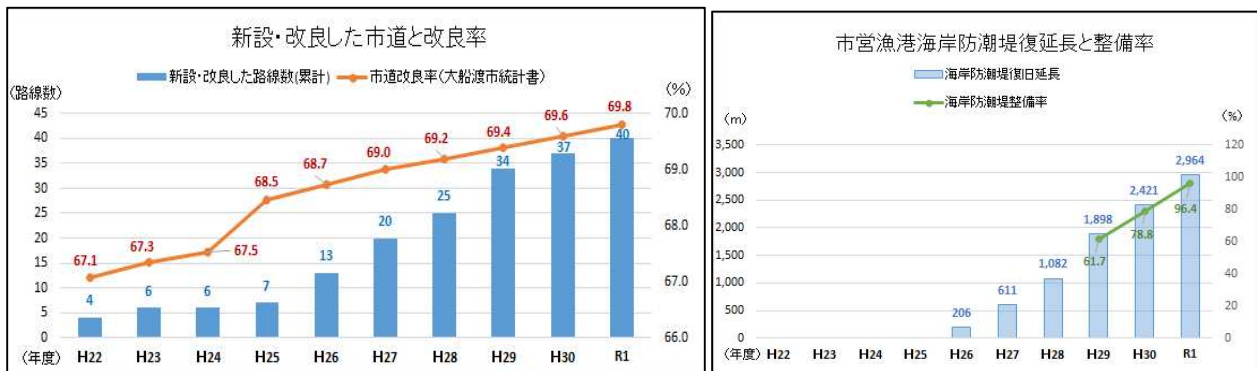
<主な事業成果>

- 被災した道路や、新たなまちづくりに必要不可欠な主要道路を早期に整備することで、各種復興事業が円滑に進んだ。
- 災害教訓を受けて概ねの道路やライフライン施設、防潮堤の防災機能が復旧・強化された。
- 震災翌月から避難所を経由する災害復旧路線バスが運行を開始し、その後は仮設住宅等の整備状況に合わせたルート変更を行うことで市民の移動手段を確保した。

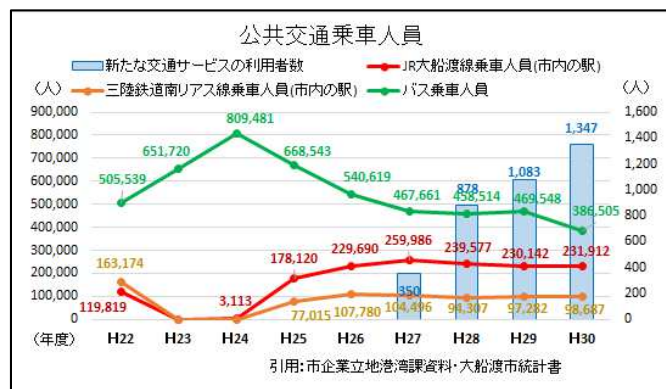
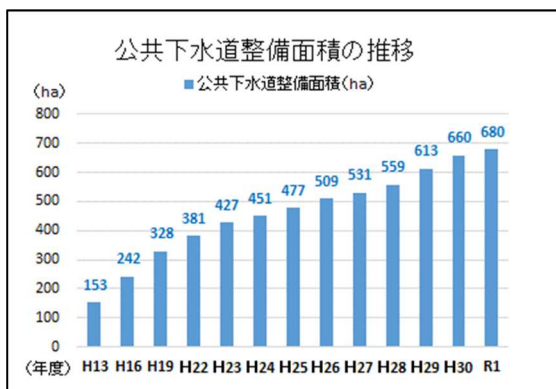
<課題> (成果向上につながるポイント)

- 未整備箇所路線等の整備
- 公共施設の適正な維持管理
- 持続可能な交通サービスの提供

<指標>



- 道路網の寸断による集落孤立、内陸部や広域からの受援困難などの災害教訓から、道路のネットワーク化と機能強化の必要性は高いものであった。
- 広域的な復興道路として国は三陸沿岸道路の整備を推進し、岩手県も大船渡市内で県道の改良整備を進めており、市民意識調査においても「幹線道路整備が進み移動が便利になった」と回答する割合が約 7 割を占めている。
- 市道の新設・改良は平成 23 年以降、防災集団移転住宅団地へのアクセス道路、防災機能を付加した道路整備など復興事業を中心に整備された結果、市道の改良率は向上し生活道路機能の向上が図られた。
- 大船渡湾口防波堤は湾内の水質に配慮した設計により平成 28 年度に復旧し、その他の湾の防潮堤も順次、整備が進んでいる。



- 水道施設は仮復旧が行なわれた後、既存施設の耐震化や高台移転に伴う住宅団地への配水管布設等が行なわれた。
- 公共下水道は施設の復旧とともに大船渡町、赤崎町、猪川町で整備が進められており、整備面積は被災前の 381ha から 680ha まで拡大している。

- JR 大船渡線は平成 25 年 3 月に、三陸鉄道南リアス線は平成 25 年 4 月から一部復旧したが、鉄道が運休している間、路線バスが代替機関として公共交通の担い手となっていたことが乗車人員数の推移から伺うことができる。
- JR 大船渡線は BRT での復旧となり、**地域からの要望をもとに地域公共交通会議等を経て JR 東日本への要望を行った。その後、JR 東日本との協議を重ね、**平成 25 年 9 月に新駅「碇石海岸口駅」、平成 27 年 12 月に新駅「大船渡魚市場前駅」、令和 2 年 3 月に新駅「大船渡丸森駅」、「地ノ森駅」、「田茂山駅」が開設された。
- 高台移転に伴う公共交通の利便性への需要はより高まっており、市ではデマンド交通やタクシーチケットなどの実証実験を実施するなど、持続可能な交通体系を構築する取組を進めている。

＜復興の取組から得られた“気づき”＞

（○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと）

- 災害復旧事業の申請は原形復旧が原則のため、震災直後の土地利用計画未定段階では申請に至らなかった被災箇所もあったが、協議により内容変更が可能な場合もあることから、**被災箇所の復旧にあたっては災害復旧申請を基本に進める必要がある。**
- ★復興交付金事業・災害復旧事業で整備できなかった未整備箇所や、新たに地域から要望が出された路線について、整備の必要性等を検討する必要がある。
- ★復興事業により新設・改良を行った結果、市が管理する公共施設が増えたことから、公共施設等総合管理計画等によりあり方を検討しながら適切な維持管理に努める必要がある。
- ★市民生活の足となる路線バスの運行**を維持するための財源を確保する必要がある。**
- ★**財政負担を抑えながら効率的で持続的な交通サービスを提供できるよう、路線見直し等の検討を進める必要がある。**

3 都市基盤の復興

方針② 土地利用のあり方を検討のうえ見直します。

<主な事業成果>

- ・災害危険区域の指定や土地利用方針図の改定にあたっては、地域と連携した丁寧な事業進捗に心掛けたことで土地利用に係る各種業務を円滑に進めることができた。
- ・大船渡駅周辺地区において、民間が主体となってまちづくりや地域経営に積極的に取り組むエリアマネジメントの手法により官民連携によるまちづくりが進められている。

<課題>（成果向上につながるポイント）

- ・未利用地の活用
- ・まちづくりに関する各種計画間の整合性
- ・官民連携によるまちづくり

<指標>

① 災害危険区域の指定

- ・大船渡市では復興計画策定時に土地利用基本方針を公表し、津波に対しては避難を前提としつつ、住宅等の高台移転、土地の嵩上げ等とともに、浸水深によって住宅の建築を制限する方針を提示した。
- ・災害危険区域の指定にあたっては、災害危険区域（案）の説明の前に、津波浸水シミュレーション結果の広報による公表、シミュレーション結果と災害危険区域指定の考え方についての説明会を、津波被害が想定されない地区も含めて開催した。

② 土地利用方針図と被災跡地利用

- ・土地利用方針図は復興計画付属資料の土地利用基本方針として公表されたが、防災集団移転促進事業に伴い相当規模の買収地が発生したことなどから、被災跡地の利用検討が必要な12地区について見直した。
- ・土地利用方針図の改定にあたっては、まちづくりの見識を有する団体や大学の専門家の助言を得ながら、行政も交えたワークショップを開催するとともに、住民説明会を開催するなど、住民が主体となった市独自のまちづくりを展開した。
- ・平成30年度までに12地区（永浜地域を除く）の土地利用方針図が改定され、土地利用方針の実現に向けた事業が、各地区で順次実施されている。
- ・地域住民は被災跡地の土地利用として、農業振興、観光振興、防災、地域コミュニティの強化などへの活用を提案しており、復興に向けた土地の有効利用への評価は高まっている。

◆土地の有効利用について

- ・市民意識調査の「復興に向けて土地の有効利用が図られている」との設問に、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」とした回答数の全回答数（無回答者を含む）に対する割合。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が、最近3年では25%前後となる一方、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」が4割であり、さらなる有効活用を期待する市民が多いことがうかがえる。

土地利用に関する取組概要

平成23年10月
復興計画付属資料 土地利用基本方針
・災害危険区域の指定等による土地利用（住宅建築）の制限の考え方を提示
・地区ごとの土地利用方針図を提示

平成24年度
・国、県の防潮堤等の計画を踏まえ津波浸水シミュレーションを実施
・「広報おおふなと 11月20日号」でシミュレーション結果を公表
・11月26日～1月10日まで市内13地区で説明会を開催

平成25～26年度
・地区ごとの災害危険区域（案）の設定
・災害危険区域（案）説明会の開催
・順次、指定・告示

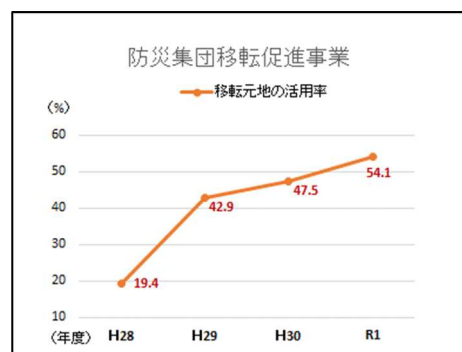
平成27年度～
・住民要望を受けた被災跡地利用の検討
・土地利用方針図の改定
・地元住民による被災跡地利用の実施、企業等の誘致、行政による広場整備や土地の譲渡・貸付

土地の有効利用について （各年度市民意識調査）



◆防災集団移転促進事業による買取地の活用率

- ・防災集団移転促進事業によって買取った移転元地のうち、産業用地整備や緑地広場整備など、市が実施する事業で利用した土地、公募等によって民間や岩手県に譲渡・貸付した土地の面積の割合。
- ・買取地の利用 54.1%（令和2年3月末現在）のうち、35.6%となる貸付に関しては、その多くが復興事業に係る資材置場や現場事務所などに使用されており、復興事業の収束に伴って返還されることから、移転元地の利活用を図るため、企業誘致等を促進する必要がある。



◆移転元地の活用に関する他自治体との比較

- ・当市では平成28年3月から、防災集団移転促進事業により買い取った市有地の有効活用を図るため、その譲渡・貸付について公募している。第1回は4地区72筆25,894㎡について公募し、令和2年3月31日現在では、16地区260筆76,676㎡となっている。公募にあたり、貸付期間や貸付料などを規定した「大船渡市災害危険区域内における市有財産の貸付け及び譲渡に関する規則」を定めて対応している。
- ・さらに当市では、被災地に市の買取地と民有地が混在していることから、民有地の地権者の協力を得て、平成29年度から市内3地区において、比較的広い面積を一体的に利用できる区域を定め、事業用途による利用者を募集している。
- ・県内の被災他市町では、「貸付のみを公募している」や「公募は実施していない」、譲渡・貸付の根拠規定については、「新たな要綱を定めた」、「既存の条例・規則に基づく」など、自治体によって対応は様々である。
- ・被災他市町の中には、被災事業者の早期再建を図ることを目的に用地を整備し、新たに条例・規則を定めて産業集積地の貸付を実施している自治体もある。

◆被災跡地土地利用実現化方策に位置付けた地域住民や企業が実施する事業（令和2年3月末現在）

細浦	・朝市の運営 ・緑地広場の維持管理
小河原	・企業による施設整備（トマト栽培施設）
泊里・碁石	・多目的広場の整備 ・蓮田の管理 ・椿の葉集荷場 ・椿畑の整備 ・避難路の整備
中赤崎	・スポーツ交流ゾーンの検討 ・赤崎復興市の運営
綾里	・緑地広場の維持管理
甫嶺	・三陸鉄道との協働による植樹帯の整備 ・蕎麦栽培 ・ピオトープ ・見晴台
浦浜・泊	・雄滝・雌滝の遊歩道づくり ・三陸駅～大王杉観光ルートづくり ・原っぱの整備 ・四阿の整備 ・結いの道（歩道整備） ・結っ小屋（地域の小さな拠点整備） ・緑地広場の維持管理 ・企業による施設整備（イチゴ栽培施設）
崎浜	・浜らいん（地域集会所）の運営

<復興の取組から得られた“気付き”>

- （○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかなるために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと）
- 中心市街地において市への売却希望地を早期に集約したことで、津波復興拠点整備事業を活用した先行的な商業区域の形成につながった。
 - まちづくり会社を中心に引き続き事業者や住民の意向を踏まえつつ協働によるまちづくりに向けた意欲の醸成を図ることが重要となる。
 - ★復興計画を上位計画に位置付け策定した都市づくりの基本方針となる都市計画マスタープランと、既往のまちづくり計画である総合計画、さらには今後策定を進める立地適正化計画等の各種まちづくり計画との整合を図る必要がある。

3 都市基盤の復興

方針③ 情報通信基盤の整備を進めます。

<主な事業成果>

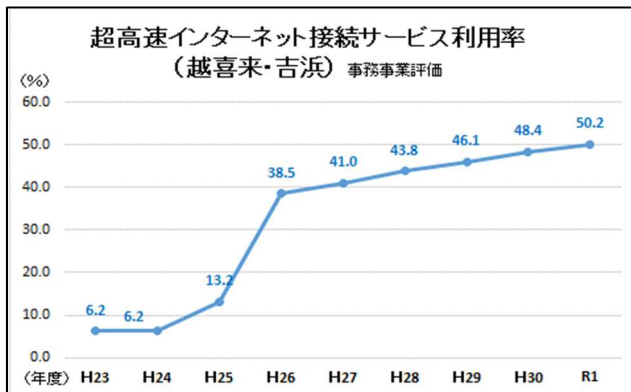
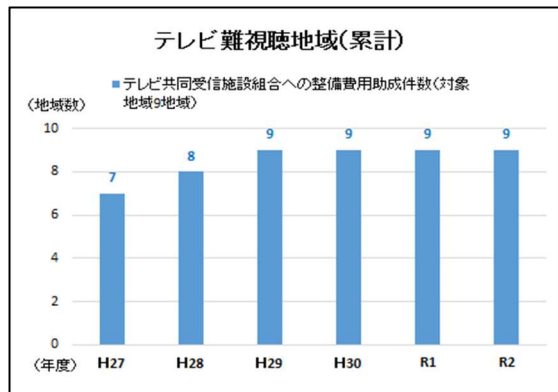
- ・震災を契機に開局したさいがいFMでの情報伝達の経験が、災害時に有効な情報伝達手段として地域密着型のコミュニティFM局開局につながった。
- ・光通信サービス未提供地域の解消により地域間の情報格差の解消が進んだ。

<課題> (成果向上につながるポイント)

- ・有事の際の有効な情報伝達手段（ラジオ等）の持続性確保

<指標>

① テレビ、インターネット

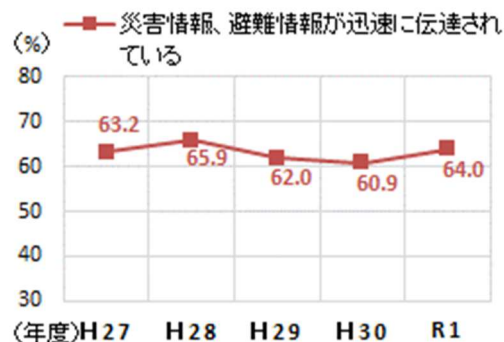


- ・市では被災住宅の再建先がテレビ難視聴地域である場合に、共同受信施設整備に対する補助を行っており、対象地区9地域で令和2年度までに共同受信施設が整備され円滑な視聴が可能となった。
- ・また、光通信サービス未提供の5地区のうち、平成23年11月から順次、サービスが開始されており、平成25年度で市内ほぼ全域で提供可能な状況となったが、市街地や幹線道路から遠い一部の未提供地域における整備については、継続して通信事業者に対し働きかけていくこととなっている。
- ・ブロードバンドサービスが利用できなかった越喜来地区と吉浜地区において、被災した施設が平成24年度に復旧し平成25年度から超高速インターネットサービスが利用できるようになったことで、両地区の超高速インターネット接続サービス利用率は50.2%(R2.3月末時点)まで上昇している。
- ・これらの整備により、テレビやインターネットで情報収集ができる環境が確保されている。

②ラジオ

- ・被災前、大船渡市にはコミュニティFM局がなく、震災時は盛岡から放送される県内全域に関する情報しか入手できなかった。
- ・市は、ライフラインや災害復旧活動、生活に関連した各種情報を伝達するため、平成23年3月31日に「おおふなとさいがいエフエム」を開局し放送を開始した。
- ・さらに市は「公設民営型」のFM放送の運営を行なうこととし、「防災市民メディア構築事業」により放送設備を整備した。
- ・平成25年3月末で「おおふなとさいがいエフエム」は閉局、替わって市内企業等で構成するNPOが運営する「FMねまらいん」が平成25年4月に開局し、身近な地域情報を発信している。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットの環境整備や防災行政無線の個別受信機的全戸配布等により、「災害情報や避難情報が迅速に伝達されている」と回答した割合は60%を超えている。
- ・FMラジオ局の開局により災害時の避難所情報や安否情報が得やすくなったが、災害時の情報不足による市民の混乱を低減するためには複数の情報収集ツールを確保することが必要となる。

災害情報等伝達の迅速性 について(各年度市民意識調査)



<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかせること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○想定を超える災害においてラジオでの情報伝達が有効だった。

●有事の際、**確実に情報収集・発信ができるよう**、有効な情報伝達手段であるラジオをはじめ、多様な情報伝達手段を常に良好な状態に保つ必要がある。

- 津波避難ビル等の指定基準を策定し、市内4か所を津波避難ビルとして指定した。
- 台風等による河川の氾濫や土砂災害が増加しており、今後は津波災害だけではなく、土砂災害等への注意喚起や警戒避難体制を強化する必要がある。

<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかなること、●:今後いかなすために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

- 市民に対し、防災情報を確実に伝達できるよう、防災行政無線の難聴地域解消や戸別受信機の受信状況改善について継続して対応する必要がある。
- 来訪客・外国人等の安全かつ迅速な避難行動に対応した取組を推進する必要がある。(津波避難誘導標識、海拔表示、津波水位標等の多言語化など)
- ★ 復興事業後の土地利用(計画)等に対応した地域防災計画の見直しを図る必要がある。
- ★ 消防救急無線施設・設備の維持更新経費の低減化など行財政の効率化を図るため、隣接する複数の消防本部と消防指令業務の共同運用に向けた協議を進める必要がある。

4 防災まちづくり

方針② 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。

<主な事業成果>

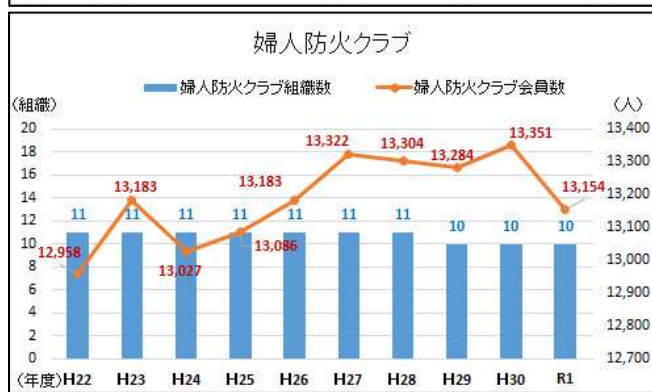
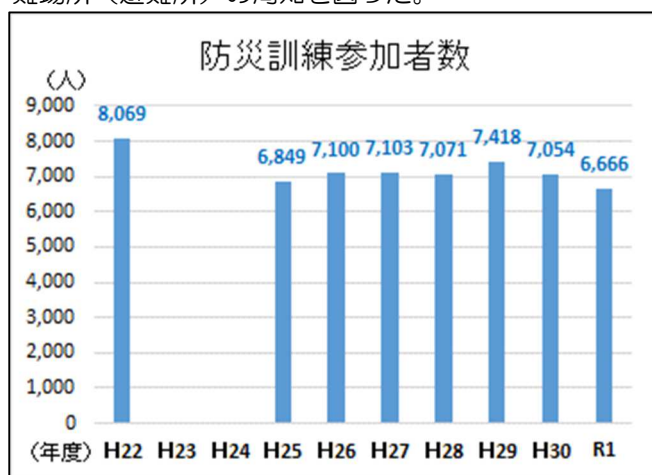
- ・災害記録誌や石碑、震災遺構など災害の記録を後世に伝えることで防災意識の啓発が図られた。
- ・防災訓練や防災研修会を通して自主防災組織の強化を図るとともに、教育現場における防災学習会の実施により防災意識の向上が図られた。

<課題>（成果向上につながるポイント）

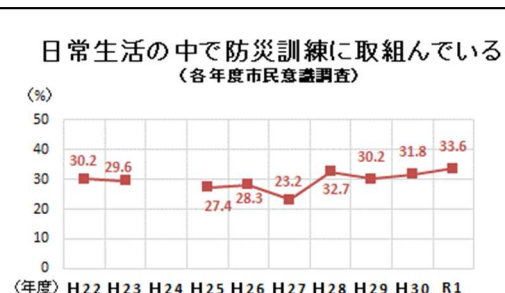
- ・防災学習拠点の整備や防災教育の継続
- ・多様な災害を想定した防災訓練の実施

<指標>

- ・平成 27 年 7 月には市の被害状況や災害対応の記録についてとりまとめた「東日本大震災記録誌」を発行した。
- ・被災前から市内各地に過去の津波被害を記録する石碑や津波石などが設置されており、震災後には東日本大震災の被害を記録する石碑等が新たに設置されている。
- ・大船渡駅周辺地区にある夢海公園には、被災した時計塔が震災遺構として設置された。
- ・平成 25 年 10 月には津波ハザードマップを作成し、過去の津波の浸水区域、第一避難場所（津波からの避難場所）、第二避難場所（避難所）の周知を図った。



- ・毎年 3 月 11 日に東日本大震災犠牲者追悼式を開催している。
- ・防災訓練は平成 25 年度から再開している。訓練は東日本大震災を想定し実施しており、毎年約 7,000 人が参加している。
- ・市民意識調査では「日常生活の中で防災訓練に取り組んでいる」と回答した割合が、被災前から概ね 30%前後で推移している。



<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいさせること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○災害時の生き抜く力、助け合う力等を育むため、既存の教科や学校行事等も活用し、小中学校における防災教育を継続することが重要となる。

●さらなる防災意識の高揚を図るため、津波だけでなく近年多発する台風等による洪水や土砂災害も想定した防災訓練を実施する必要がある。

★防災学習拠点及び同種拠点間連携の整備(国が整備した東日本大震災津波伝承館をはじめ市内外の震災伝承拠点と連携した(仮称)防災学習ネットワークの形成)を進めることが伝承活動を効果的なものとする上でも重要となる。

4 防災まちづくり

方針③ 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。

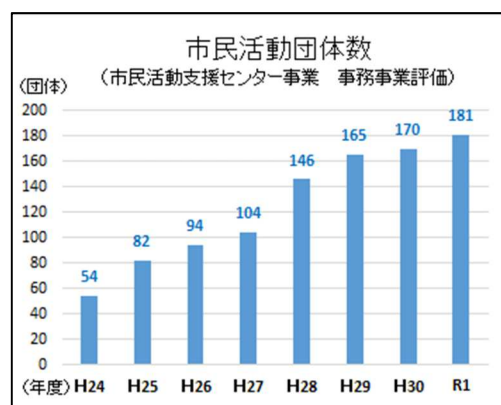
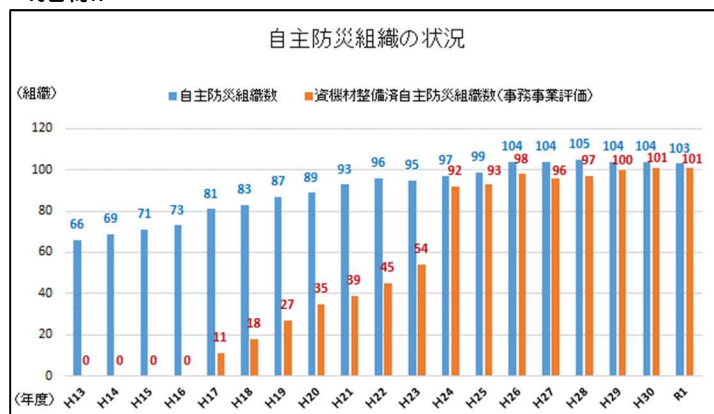
<主な事業成果>

- ・自主防災組織の結成（未結成地域を解消）や市民活動団体の結成が促進されたことで自主的なまちづくり活動の強化が図られた。
- ・早期にボランティアの受け入れ体制を整えたことにより、時間とともに変化する被災者のニーズとボランティア活動のマッチングを円滑に行うことができ、効率的・効果的に災害復旧や被災者の生活再建支援を行うことができた。

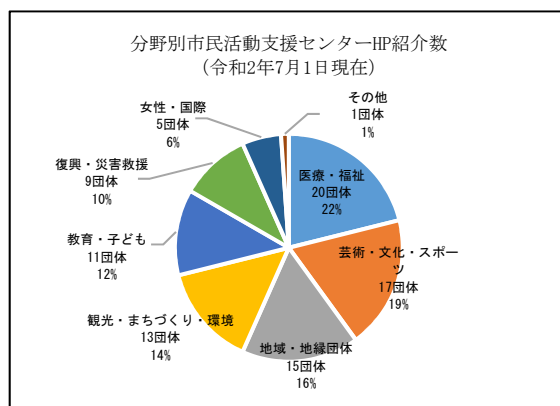
<課題>（成果向上につながるポイント）

- ・地域防災力の強化
- ・市民活動の促進と支援組織の強化
- ・ボランティア等の受け入れ体制の整備

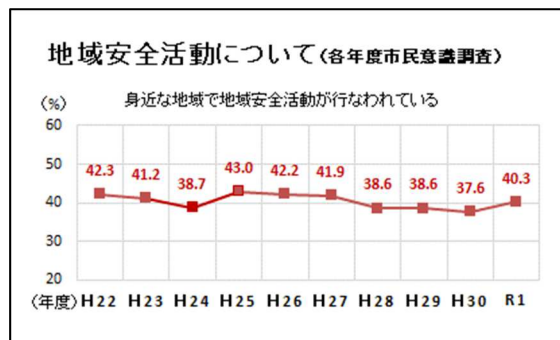
<指標>



- ・自主防災組織は震災以降も増加しており、令和元年度での結成数は103となっている。
- ・自主防災組織の未結成地域は、令和元年度で24地域あり、引き続き結成に向けた取組を行う必要がある。
- ・防災資器材の購入に係る補助金の交付、防災に係る研修会への参加や支援制度の活用などにより、自主防災組織の体制強化及び活動の活性化を図る。
- ・市民活動団体数は平成24年度以降大幅に増加し、団体数は約3倍となっている。
- ・市は市民活動の活性化、公益団体との連携及び行政との協働を図るため、市民活動支援センターを平成25年度に設置し、公設民営の運営形態で市民活動団体の活動支援を行っており、現在、医療・福祉、地域・地縁団体、芸術・文化・スポーツなど様々な分野の団体が活動を展開している。



- ・一方、市民意識調査では「身近な地域で地域安全活動が行われている」と回答した割合は概ね40%前後で推移している。
- ・自主防災組織の活動の継続と、地域住民と市民活動団体との連携を図り、地域コミュニティの強化を進めて行く必要がある。



<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいかせること、●:今後いかにするために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

- 住民主体によるコミュニティ運営など既存活動の活性化や新たな市民活動の誘発につなげられるよう中間支援組織である市民活動支援センターと市関係部署との連携強化や、中間支援組織としての機能強化に向けたセンター職員のスキルアップを図る必要がある。
- 発災後、ボランティア参加希望や被災者からの支援要請が急増することから、早急に活動支援センターを設置し受入れ体制を整えることが重要となる。
- ★地域防災力の向上に向けた自主防災組織のさらなる活性化と未結成地域の解消に努める必要がある。

4 防災まちづくり

方針④ ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。

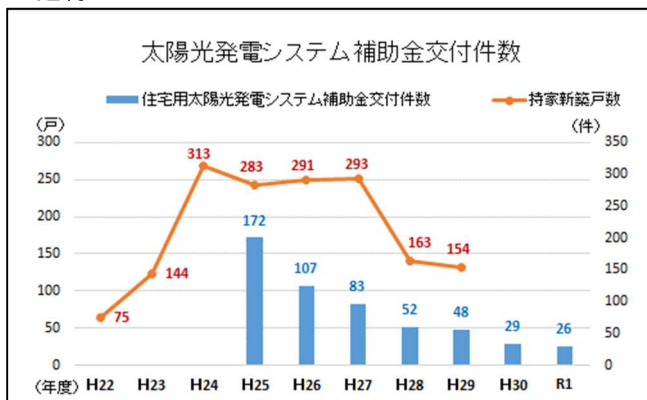
<主な事業成果>

- ・各地区の中核となる避難所に防災倉庫を整備し、防災資機材や食料等の備蓄を行うことで災害への備えが促進された。
- ・太陽光発電やバイオマス発電など再生可能エネルギーを復興の基礎とすることで、市全体のライフライン等の機能強化が図られた。

<課題> (成果向上につながるポイント)

- ・環境未来都市の構築に向けた取組継続
- ・協定締結先からの支援受入れ体制整備

<指標>



- ・大船渡市ではガスはプロパンガスであったために発災直後でも使用可能であったが、電気は送電柱、送電網の被災により停電が長期化し、復旧までに1ヶ月以上を要した。
- ・震災の教訓を踏まえ、災害用備蓄倉庫を市内の中核的避難所など18か所に設置するとともに、災害時の電力確保のため、学校や災害時の拠点となる施設に蓄電池附带太陽光発電システムを設置した。
- ・また、気仙2市1町で取組んでいる「環境未来都市」の取組の一環として、五葉山太陽光発電所の開設を支援し、平成27年8月から発電所が稼働している。
- ・各家庭への再生可能エネルギーの普及を図るため、市は平成25年度から住宅用太陽光発電システムの設置への助成を実施している。
- ・補助件数の推移をみると、平成25年度以降、件数が減少しており、持家新築戸数が今後は減少することと併せると、太陽光発電システムの導入もさらに減少すると見込まれる。
- ・市民意識調査から各家庭の備蓄の取組や再生エネルギー利用状況をみると、備蓄については被災前と比較して取組んでいる割合が多くなってはいるが、30%程度に留まっており、平成23年度以降、微減している。
- ・また、再生可能エネルギー利用は10%台に留まっている。
- ・各家庭における物資等の備蓄をはじめとする防災対策の推進に向けた意識啓発が必要である。

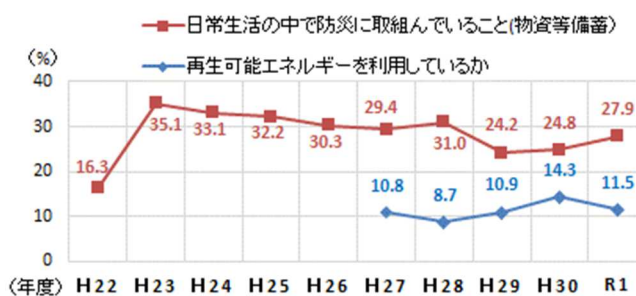


吉浜地区拠点センターに設置された
太陽光発電・蓄電池システム



五葉山太陽光発電所

家庭の備蓄や再生エネルギー利用について (各年度市民意識調査)



<復興の取組から得られた“気付き”>

(○:今後の災害でもいさせること、●:今後いやすために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと)

○超高齢化社会に対応した地域づくりの推進など国が構想する環境未来都市の構築に向け、再生可能エネルギーと医療福祉保健連携システムの普及促進を継続していく必要がある。

★協定締結先からの人的及び物的支援等を速やかに受入れるための体制整備を図る必要がある。

4 防災まちづくり

方針⑤ 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。

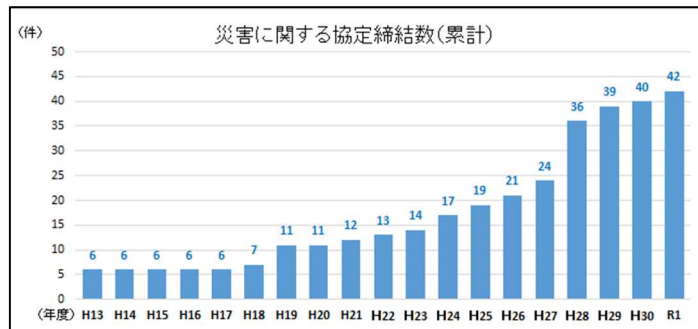
<主な事業成果>

- ・震災前からの自治体間交流（銀河連邦交流）による関係構築が、発災直後からの人的、物的、金銭的支援という形で当市の復興復興の早期着手につながった。
- ・自治体間及び民間企業との広域的な相互応援体制、協力体制の整備が促進された。

<課題>（成果向上につながるポイント）

- ・新たな友好都市との支援ネットワークの構築
- ・災害の種類や規模に応じた相互応援体制の調整

<指標>



災害に関する協定	
協定の内容	協定数
廃棄物処理、し尿処理	2
地図情報の提供、空撮	2
物資、食料、飲料水等の調達	6
医療救護活動	2
郵便事業・物資等輸送	2
宿泊施設への避難者受入	1
施設、用地の地域利用	3
燃料等の供給	3
公共施設、インフラ施設等の応急復旧業務	2
他の自治体との相互応援	9
福祉避難所	8
災害に係る情報発信	1
電動車両等の貸与	1

①災害に関する協定

- ・災害に関する協定の締結数は被災前の約3倍である。
- ・震災を機に、多くの民間事業者や他の自治体と協定を締結しており、災害時の支援体制が強化されている。

②北上市の支援

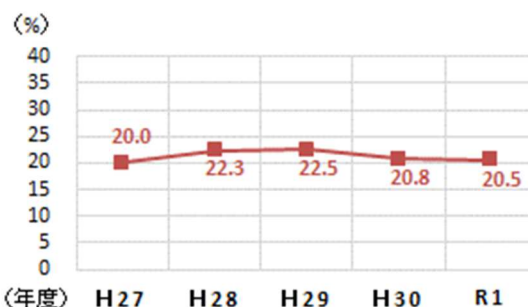
- ・北上市は内陸部に避難した被災者や沿岸被災自治体支援のため、市、社会福祉協議会、NPO など市民団体、各種専門家等が連携して復興支援のプラットフォームとしての役割を担う「きたかみ震災復興ステーション」を開設、コミュニティ支援や情報発信などの被災者への各種支援活動を実施した。
- ・被災自治体のマンパワーが不足して応急仮設住宅の被災者支援へ力を回せないことを受け、沿岸被災地仮設住宅支援事業、沿岸被災地健康見守り支援事業を実施し、応急仮設住宅の生活課題の解消やコミュニティ醸成への支援、大船渡市の保健師と連携した健康実態調査や定期訪問、健康指導等を実施した。
- ・また、内陸に避難している被災者に対しても、避難者相談会や生活支援員の巡回訪問、イベントへの招待など各種支援を実施した。
- ・北上市の復興支援は行政とNPO 等とが連携した被災者支援の仕組みとして評価されている（出典：北上市東日本大震災支援活動記録誌 平成26年3月）。

震災以降に設立された市民活動団体

（分野別市民活動支援センターHP 紹介数令和元年12月1日現在から作成）

分野	団体数
医療・福祉	8
観光・まちづくり・環境	5
女性・国際	2
地域・地縁団体	6
教育・子ども	2
芸術・文化・スポーツ	7
復興・災害救援	9
その他	1

広域的な連携や交流が市民サービスに役立っている と考える人の割合(%)※市民意向調査より



③震災を契機としたボランティア団体や市民活動団体の設立

- ・大船渡市が市民による復興活動促進の基盤構築等を目的に設立した「市民活動支援センター」の登録活動団体の多くが震災後に設立された団体であり、支援センターを通じて震災前から活動している各種団体との交流や情報交換を行い、ネットワークを強化している。
- ・市民意識調査では「広域的な連携や交流が市民サービスに役立っている」と回答する割合が約2割となっているが、市民へのサポート体制を継続・向上させていくためには、各団体の活動の継続と発展が必要となる。

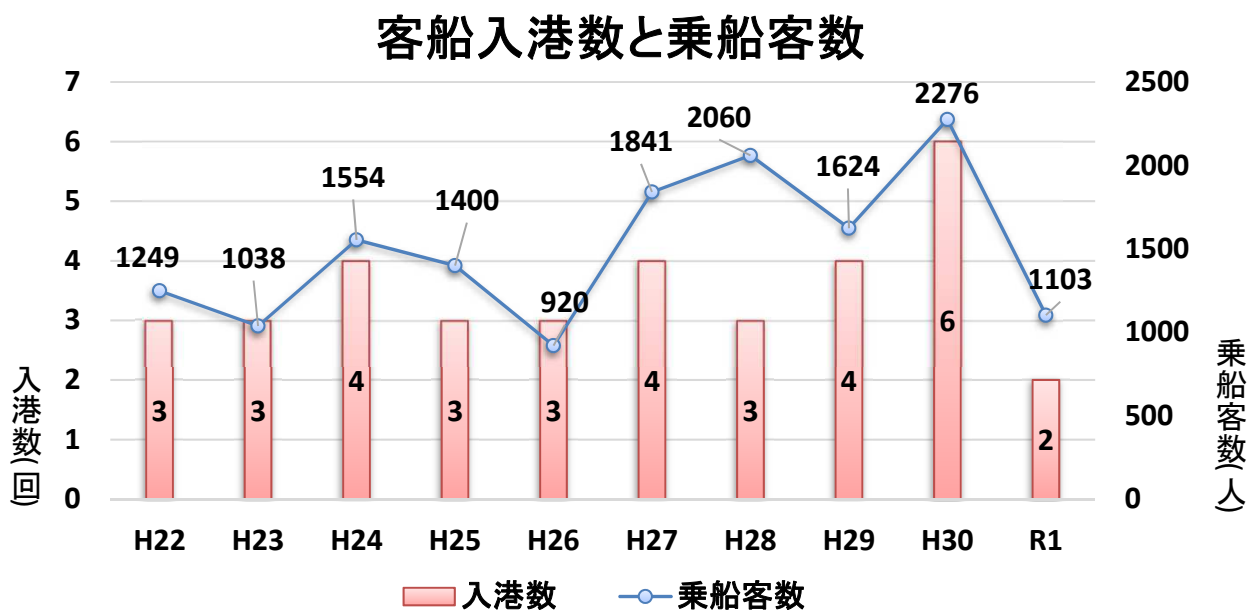
＜復興の取組から得られた“気付き”＞

（○:今後の災害でもいさせること、●:今後いかなるために改善が必要なこと、★:復興計画期間後に引き継ぐこと）

●災害の種類（地震・津波・土砂災害等）や規模によって対応も異なることから、被害状況等に応じた応援体制の調整を図る必要がある。

★銀河連邦構成市町のネットワークを参考に、新たに相互応援等の協定を締結した友好都市間における支援ネットワークの構築について検討を進める必要がある。

【別添：観光推進室回答】



- ・ 船社への売込や商談会への参加等のポートセールスの継続により、毎年日本を代表するクルーズ船が寄港し多くの乗船客が訪れ、商店街等の賑わい創出や観光消費により地域の活性化に寄与している。
- ・ 客船入港時のオプションルツアーについて、市内の商店街や観光施設等への波及効果を高めるため、県央中心となっている現状から域内周遊への転換を図っていく必要がある。

※写真は下記のいずれか1枚を掲載予定



大船渡港への
客船入港時の様子



【別添：大船渡駅周辺整備室回答】

■産業・経済の復興：方針⑤「夢商店街やキャッセンの具体例をしめすべき（写真も含めて）」

- ・復興を先導する拠点として整備を進めた大船渡地区津波復興拠点整備事業区域においては、9つの街区のうち、8つの街区において民間借地人が事業を開始している（R2.9月末現在で計68店舗、うち53%が被災事業者）。
- ・また、持続的なまちの賑わいづくりに向けて、エリアマネジメントの推進母体となるまちづくり会社「㈱キャッセン大船渡」を設立したほか、同社が実施するエリアマネジメント（※）に協力・活動資金の拠出等を行う民間借地人に対して市有地の地代を減額する等の仕組づくりを進めた。
- ※ 区域全体での販売促進や宣伝広告、イベント実施、回遊性の向上や良好な景観形成に資するサイン、ベンチ、植栽等の施設整備や清掃活動、まちづくり人材の育成等。



津波復興拠点整備事業区域の整備状況

■エリアマネジメントの取組事例

【回遊性向上】



グリーンベンチ・プロジェクト



居心地の良さを工夫する

- ・市民参加型でベンチの設置や植栽を実施

【景観保全】



藻へストバスターズ



日常で親しむ

- ・居心地の良い空間を保全するため定期的に清掃活動を実施

【人材育成】



大船渡まちもり大学



キラキラ★冬の学園祭

- ・大船渡まちもり大学を通じて、受講生による各種取組が進行中

■都市基盤の復興：方針①「カート運行などの社会実験を行った経緯と結果についても記述しておくべき」

- ・大船渡駅周辺地区における地域住民や観光客等の近距離移動に係る持続可能な交通システムの確立に向けて、東京大学大学院新領域創成科学研究科鎌田研究室による協力のもと、まちづくり会社「㈱キャッセン大船渡」を実施主体として、平成28年度にゴルフカート（速度20km/h未満）を使用した実証実験を行った。
- ・JR大船渡駅とスーパーマーケットとの間の区間（約700m）を2日間運行したほか、グラウンドゴルフ大会やイベントでの運行を行った結果、利用者からは、アトラクションとしての価値や近距離移動手段としての価値を評価する声が多かったほか、高齢者からは駐車場内の移動手段としても評価する声もあったことから、小回りのきくゴルフカートの需要は一定度あると考えられたが、道路等の基盤整備完了後において、あらためて車両を確保した上で、複数の周遊ルートでの実証実験が必要と結論づけた。
- ・本格導入に向けては、㈱キャッセン大船渡において検討中である。

